2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書

(オリンピックスタジアム)

平成 27 年 6 月

東 京 都

目 次

	ページ	
1.	2020 年東京大会の正式名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	2020 年東京大会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.1 大会ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 2 東京都長期ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	2020 年東京大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.1 大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.2 2020 年東京大会の環境配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.	オリンピックスタジアムの概略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4.1目 的	
	4.2内容	5
5.	評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	5.1 評価書案全般に関するもの······ 2	
	5.2 環境影響評価の項目に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6.	実施段階環境アセスメント手続きの実施者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	7.1 2020 年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業	
	についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過・・・・ 4	5
	7.2意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託	
	した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5

1. 2020 年東京大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京) 東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 2020 年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「大会組織委員会」という。)は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、 「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、 「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、 「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。)実施段階環境アセスメント(以下、「本アセスメント」という。)の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

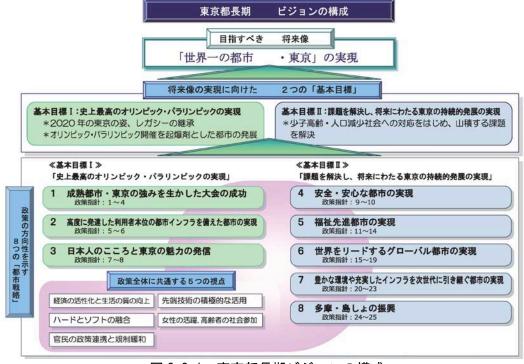


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020 年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から 8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技 大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」に おいて明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例)
(1)) (1) (1) (1)	①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した
	大会関連施設の整備
	②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活で	(アクションの例)
きる街づくりの推進	①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備
	②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進
	③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消
	④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の
	整備・充実
	⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺 │
	等の保全・創出
	⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民
	一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化
	⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道
	路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組み	(アクションの例)
を通じた持続可能性の重要性	①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可
の発信	能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営へ
	の持続可能性の反映
	②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進
	③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手 の親な、の見さ対策の批准
	や観客への暑さ対策の推進
	④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. オリンピックスタジアムの概略¹

本評価書案の対象である新国立競技場(以下、「オリンピックスタジアム」という)の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

2011年6月にスポーツ基本法(平成23年法律第78号)が制定された。また、これに基づき、2012 年に「スポーツ基本計画」(平成24年3月 文部科学省)が策定された。この計画において、「今後 5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の1つとして、「オリンピック・パラリンピック等 の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、日 本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワー ルドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、オリンピックスタジ アムの整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

オリンピックスタジアムの収容人数は、8万人とする計画であり、その概要は、表 4-2 に示すとお りである。2020年東京大会では、オリンピック・パラリンピックの開・閉会式、陸上競技、オリンピ ックのサッカー、ラグビーの会場として利用される計画である(「立候補ファイル」時点の計画)。

表 4-1 会場の概要(オリンピックスタジアム)



出典:「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」(平成26年5月(独)日本スポーツ振興センター)

¹ オリンピックスタジアムの概略については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影 響評価書案(オリンピックスタジアム)」(平成27年3月 東京都)の内容に基づく。

表 4-2 オリンピックスタジアムの内容の概要

	項	目		内 容
所	右	E	地	東京都新宿区霞ヶ丘町 10番1号ほか(東京都新宿区及び東京都渋谷区)
				用途地域:第二種中高層住居専用地域
				風致地区:第二種風致地区(明治神宮内外苑風致地区)
地	域	地	区	文教地区:第一種文教地区
				防火地区: 準防火地域
				高度地域:第二種高度地区
敷	地	面	積	約 113,000m²
建	築	面	積	約 78, 400m ²
延	床	面	積	約 219, 500m ²
最	高	高	さ	約 70m
1/:	設	用	Ý	観覧場、集会場、博物館、飲食店・物品販売業を営む店舗、自動車車庫、
施	砇	川	途	その他用途
駐	車	台	数	約 350 台
工具	事予	定期	間	平成 27 年度~平成 30 年度
供	用	時	期	平成 31 年度

注)(独)日本スポーツ振興センターへのヒアリングに基づく

4.1 目 的¹

1964年の東京オリンピックは、日本が戦後復興をとげ、国際社会の舞台に復帰するシンボルであった。国家プロジェクトとして開催された本大会において、国立霞ヶ丘競技場はメインスタジアムとして使用され、その後、オリンピックのレガシーとして今日まで大切にされてきた。

しかしながら、それから半世紀が経過し、現在の国立霞ヶ丘競技場は、経年による劣化が著しく、また、陸上トラックが8レーンであることなど国際大会を開催するのに支障が生じている状態である。

また、2019年に開催が決定しているラグビーワールドカップも、ラグビーワールドカップ2019 日本大会成功議員連盟により「ラグビーワールドカップ日本大会をはじめ、首都・東京で今後開催予定の大規模な国際競技大会のメインスタジアムとして活用するべく、国立霞ヶ丘競技場を8万人規模のナショナルスタジアムとする」ことが決議された。

一方、半世紀が経過し、2011年12月の衆議院本会議及び参議院本会議において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京へ招致するため、「国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきである」ことが決議され、2013年9月7日、IOC総会において東京招致が決定された。ブエノスアイレスにおけるIOC総会プレゼンテーションにおいても、新国立競技場の建替えを政府として確約したところである。

これらの背景には、2011年6月に制定されたスポーツ基本法がある。また、これに基づき、2012年に「スポーツ基本計画」が策定された。この計画において、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の1つとして、「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、日本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、新国立競技場の整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

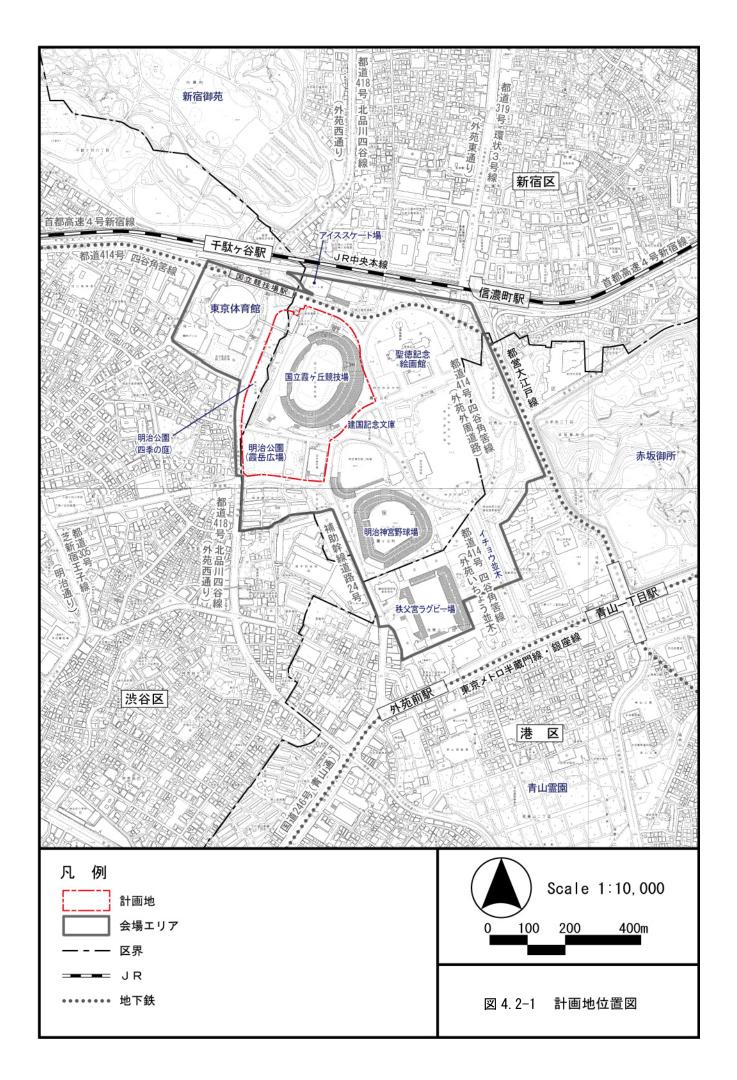
4.2 内容

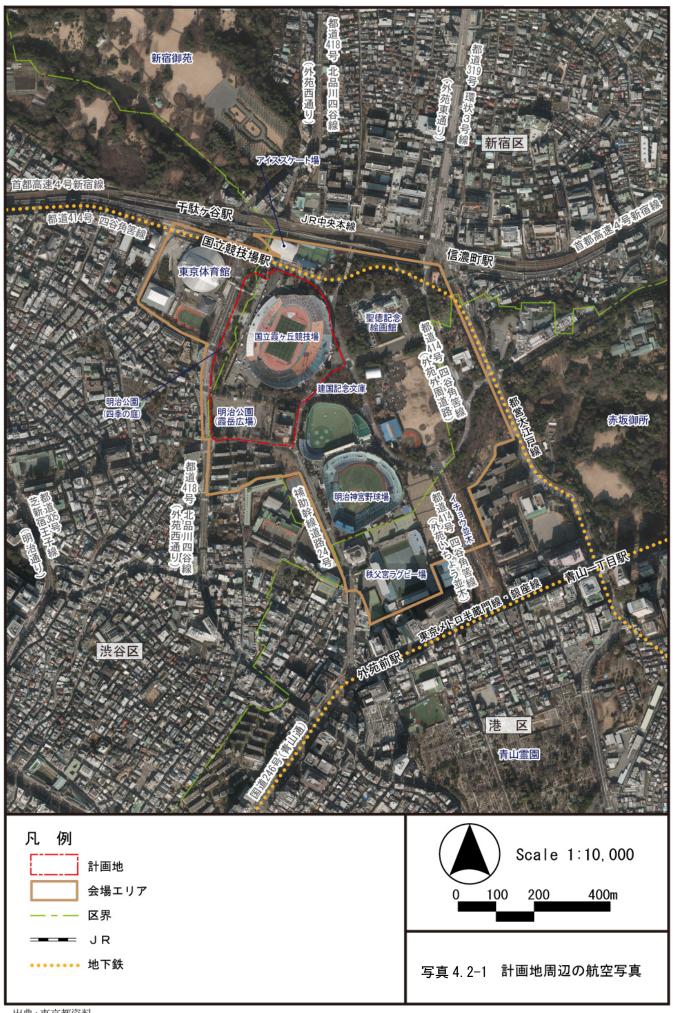
4.2.1 位 置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲(以下、「計画地」という)の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり新宿区霞ヶ丘町10番1号ほか(新宿区及び渋谷区)にあり、敷地面積は約113,000m²である。

また、2020年東京大会を運営する範囲(以下、「会場エリア」という)は、計画地に隣接する明治神宮外苑や計画地西側の東京体育館も含む範囲とする計画である(「立候補ファイル」時点の計画)。

¹ 出典:「新国立競技場基本設計条件(案)」(平成25年11月 (独)日本スポーツ振興センター)





出典:東京都資料

4.2.2 地域の概況

計画地は明治神宮外苑に隣接しており、周辺には明治神宮野球場、秩父宮ラグビー場、軟式野球・テニス場、アイススケート場、東京体育館等のスポーツ施設、聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の芸術・文化施設が存在する。

明治神宮外苑は、明治天皇とその皇后、昭憲皇太后のご遺徳を永く後世に伝えるために、全国国民からの寄付金と献木、青年団による勤労奉仕により、聖徳記念絵画館を中心に、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として、憲法記念館(現明治記念館)等の記念建造物と、陸上競技場(現国立霞ヶ丘競技場)・神宮球場・相撲場などのスポーツ施設が旧青山練兵場跡に造成され、大正15年(1926年)10月に明治神宮に奉献された。

「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」(平成25年6月 東京都)によると、本地区は大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と外苑の樹林による豊かな自然環境を有しており、昭和39年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であるとしている。同計画では、図4.2-2に示すとおり計画地及びその周辺の明治神宮外苑は、聖徳記念絵画館等を除き再開発等促進区に区域され、地区整備計画として国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路公共施設の再編整備を図るとされている。

また、明治神宮外苑一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」に指定されているほか、「東京都景観計画」(平成23年4月 東京都)では、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物として、聖徳記念絵画館を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が指定されている。

平成27年3月1日現在の新宿区の人口は約33万人であり、世帯数は約20万世帯である。¹ 平成27年2月1日現在の渋谷区の人口は約22万人であり、世帯数は約13万世帯である。²

昼間人口は新宿区が約75万人、渋谷区が約52万人である。新宿区、渋谷区全体では就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を大きく上回っており、新宿区霞ヶ丘町においても昼間人口が夜間人口に比べやや高い地域となっている。³

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、新宿区では宿泊業、飲食サービス業の事業所が約7千事業所、卸売業、小売業の従業者数が約10万人と最も多く、新宿区霞ヶ丘町においては宿泊業、飲食サービス業の事業所が13事業所、従業者数が約190人となっている。渋谷区では卸売業、小売業の事業所が約7千事業所、従業者数が約10万人と最も多くなっている。4

¹出典:「住民基本台帳人口 町丁別世帯数及び男女別人口 (平成27年3月1日)」(平成27年3月3日参照 新宿区ホームページ) http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file02_00025.html

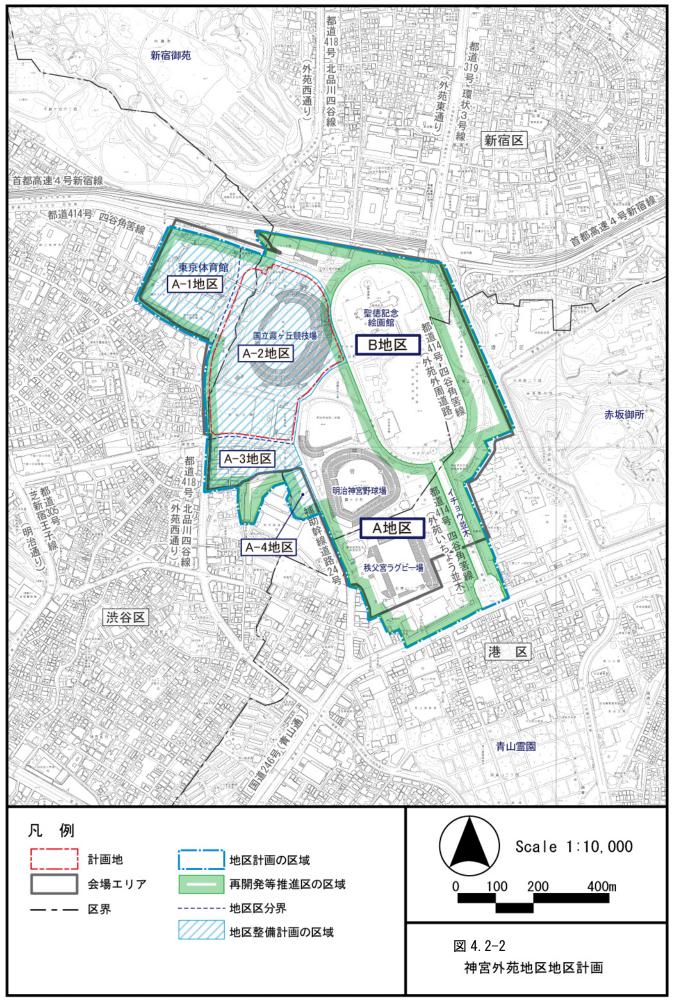
²出典:「町丁目別世帯数及び人口(平成27年2月1日)」(平成27年3月3日参照 渋谷区ホームページ)

http://www.city.shibuya.tokyo.jp/data/statics/tokei/02jinko.html

³出典:「平成22年 東京都の昼間人口」(平成27年3月3日参照 東京都ホームページ)

http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm

⁴出典:「平成21年経済センサス-基礎調査」(平成27年3月3日参照 総務省ホームページ) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036783



出典:「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」(平成25年6月 東京都)

4.2.3 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

オリンピックスタジアムは、日本で開催される 2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年開催のオリンピック・パラリンピック競技大会の主会場となることが決定している。大会後も、大規模なスポーツイベントや多種多様な文化イベントに活用される。

新国立競技場基本構想国際デザイン競技(以下「国際デザイン競技」という)に先立ち、新国立競技場のあるべき姿が新国立競技場将来構想有識者会議において議論され、下記に示す「新競技場に求められる要件」としてまとめられた要件を設計の基本方針とした¹。

- ① 大規模な国際競技大会の開催が実現できるスタジアム
 - ・国家プロジェクトとして、世界に誇れ、世界が憧れる次世代型スタジアムを目指す
 - ・アスリートやアーティストのベストパフォーマンスを引き出す高性能なスタジアムを目指 す
- ② 観客の誰もが安心して楽しめるスタジアム
 - 世界水準のホスピタリティ機能を備えたスタジアムを目指す
 - ・開閉式の屋根や、ラグビー、サッカー及び陸上いずれの競技の開催においても、競技者と 観客に一体感が生まれる観覧席を備えた、快適で臨場感あふれるスタジアムを目指す
- ③ 年間を通してにぎわいのあるスタジアム
 - ・コンサート等の文化的利用を楽しめる工夫が施され、特に音響に配慮された多機能型スタ ジアムを目指す
 - ・各種大会や文化利活用がない時でも気軽に楽しめる商業・文化等の機能を備えたスタジア ムを目指す
- ④ 人と環境にやさしいスタジアム
 - ・最先端の環境技術を備え、緑あふれる周辺環境と調和するスタジアムを目指す
 - ・震災等の災害発生時にも安全で、避難・救援等に貢献できるスタジアムを目指す
 - ・スタジアム内外及び周辺駅からのバリアフリーに配慮されたスタジアムを目指す

また、オリンピックスタジアムの特徴は、以下のとおりである1。

- 1) 先端技術を駆使した芝生育成システム
- 2) 臨場感を高める伸縮型可動スタンド
- 3) 観客の快適性を高めるスタンド空調
- 4) 世界水準のホスピタリティ施設
- 5) 施設利用率を高める開閉式遮音装置(屋根)
- 6) 商業文化施設
- 7) 安全性の高い免震構造スタジアム
- 8) 環境配慮
- 9) ユニバーサルデザイン

¹出典:「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」(平成26年5月(独)日本スポーツ振興センター)

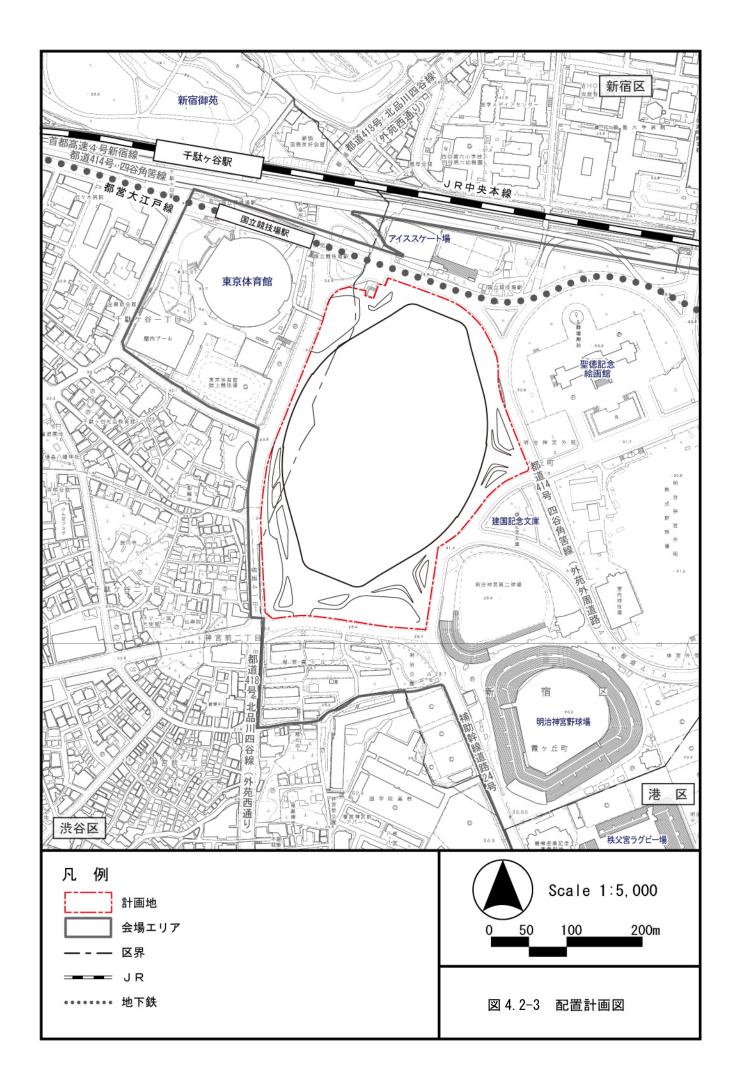
4.2.4 事業の基本計画

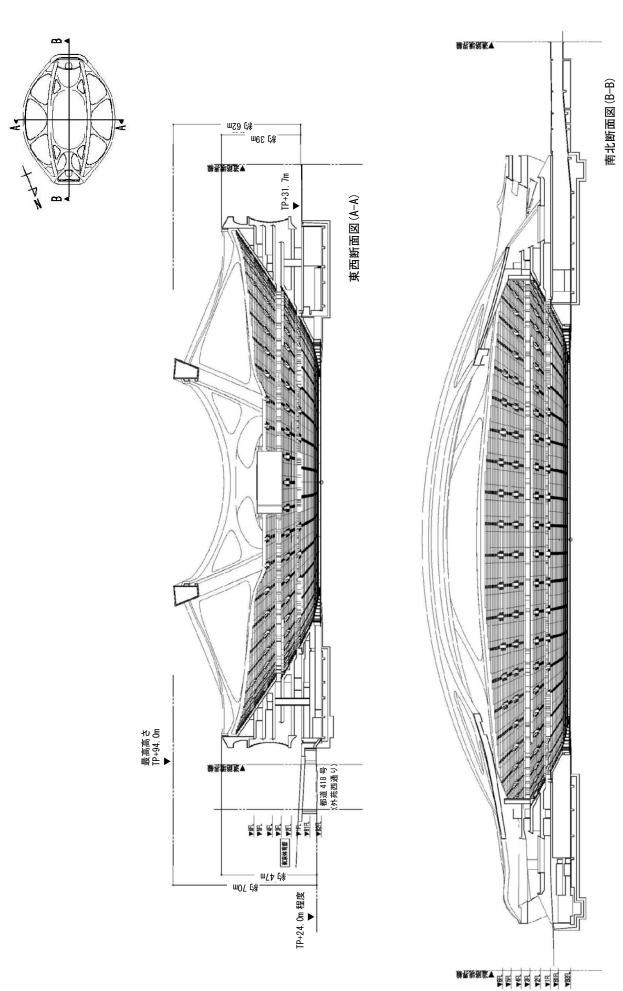
(1) 配置計画

オリンピックスタジアムの配置計画図、断面計画図及び完成予想図は、図 4.2-3~図 4.2-5 に示すとおりである。

表4.2-1 オリンピックスタジアムの概要

項目	概 要
敷地面積	約113,000㎡
建築面積	約78, 400㎡
延床面積	約219, 500m ²
最高高さ	約70m
階数	地上6階、地下2階
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
駐車台数	約350台





(独)日本スポーツ振興センター) 出典:「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」(平成 26 年 5 月

野田図

図 4. 2-4

- 13 -





出典:「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」(平成26年5月 (独)日本スポーツ振興センター) 図4.2-5 イメージ図

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の主な走行経路(想定の走行ルート)は、図 4.2-6 に示すとおりである。また、発生集中交通量は、表 4.2-2 に示すとおり平日 1,660 台/日と想定した。

なお、交通処理計画等については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定される。

なお、2020年東京大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

表4.2-2 発生集中交通量(関連車両交通量)

	小型車	大型車	合計
発生集中交通量	1,100台/日	560台/日	1 660台/日
(関連車両交通量)	1,100日/日	900 <u>D</u> / D	1,660台/日

注)(独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定

(3) 駐車場計画

自動車駐車場は、計画地の地下等に駐車場を設ける計画である。駐車場台数は合計で約 350 台整備する計画である。

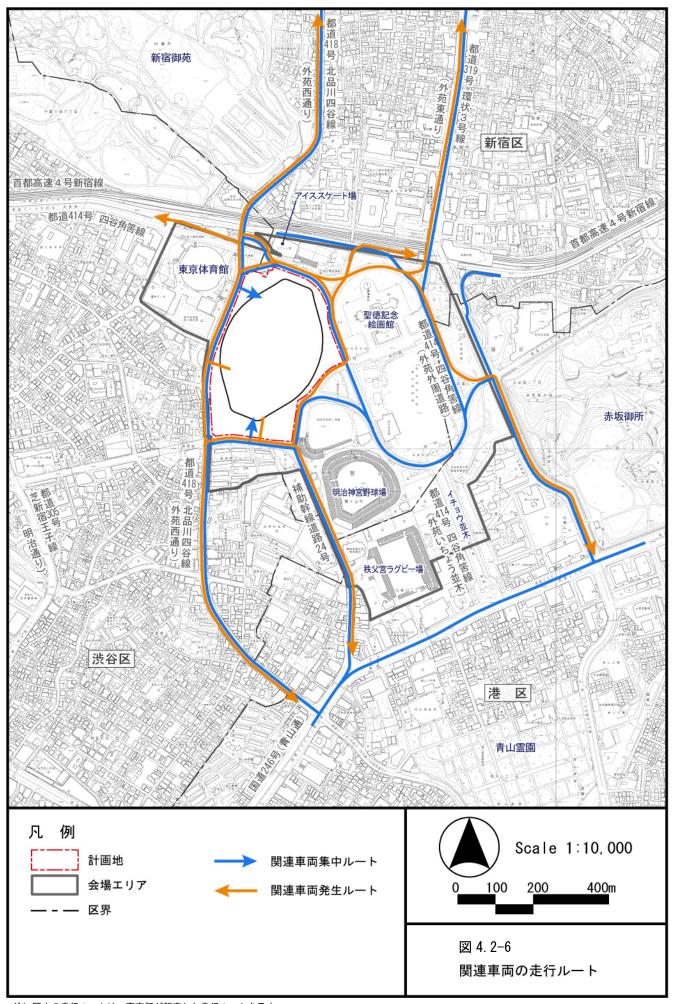
地下駐車場の換気は、機械による強制換気方式を採用する計画であり、排気口の設置位置は、 図 4.2-7 に示すとおりである。

(4) 駐輪場計画

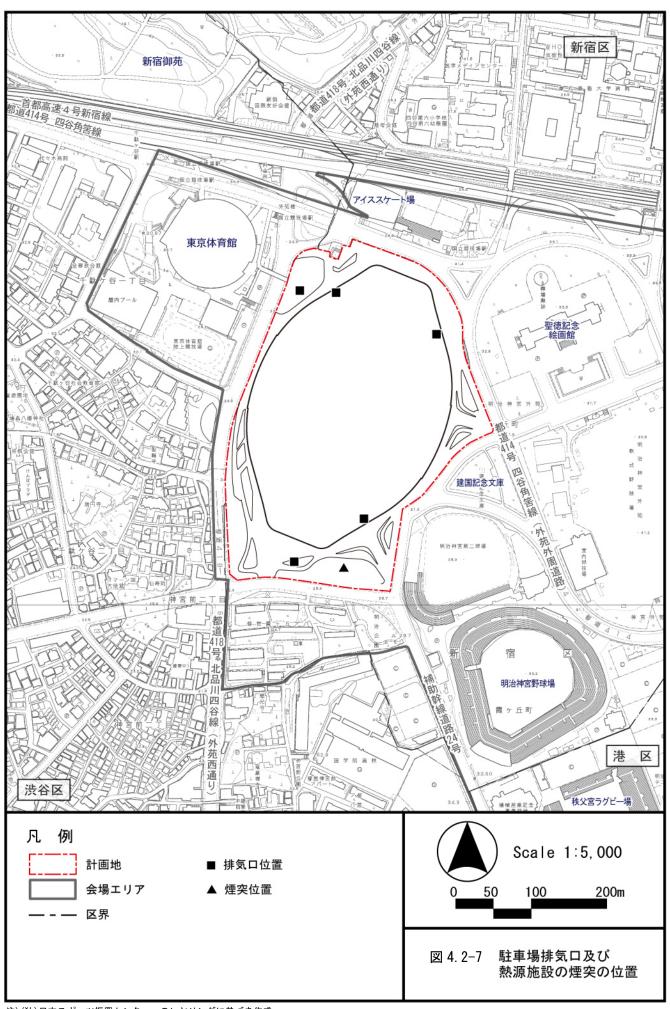
駐輪場は、国立霞ヶ丘競技場と同程度の駐輪場を確保する計画とする。また、バイク駐車場についても確保する計画とする。

(5) 歩行者動線計画

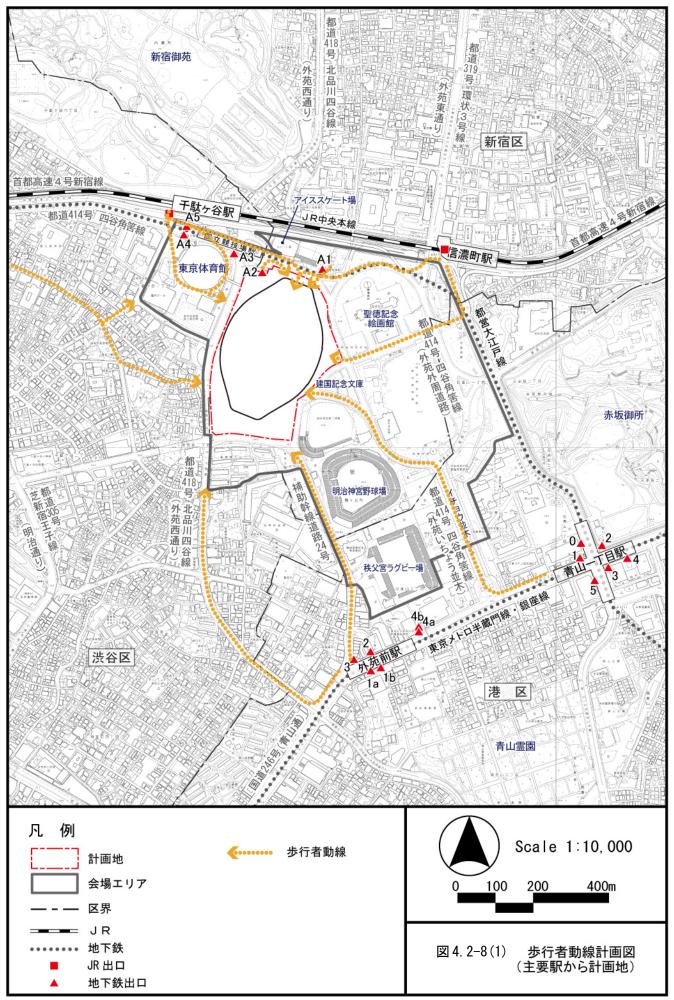
計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の出入動線は、図 4.2-8 に示すとおりである。



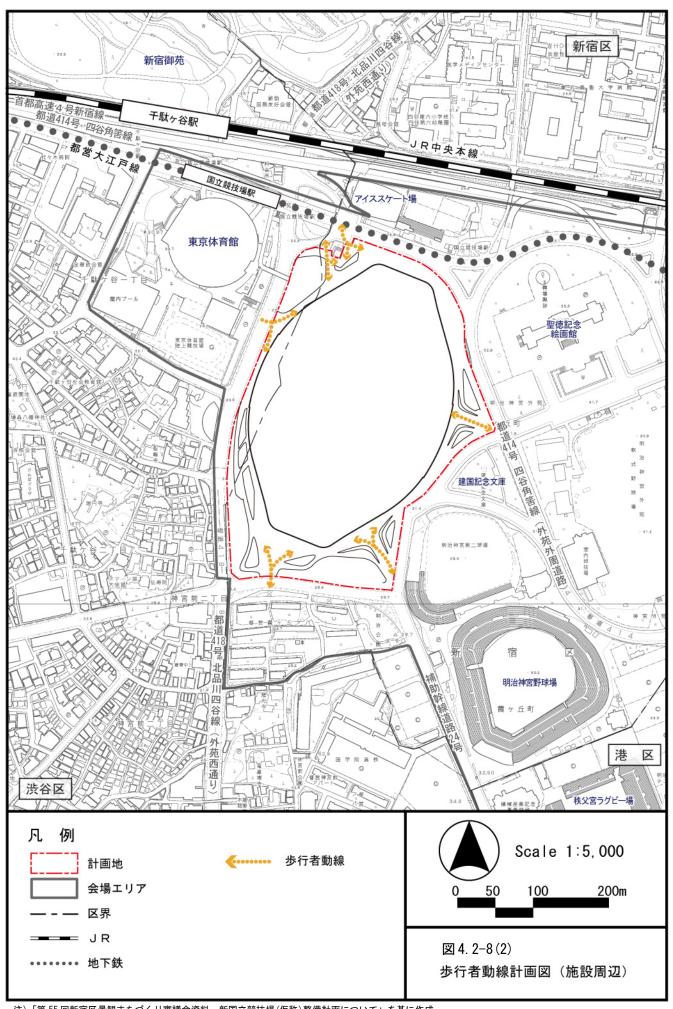
注) 図中の走行ルートは、東京都が想定した走行ルートを示す。



注)(独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき作成



注)「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」(平成26年5月(独)日本スポーツ振興センター)を基に作成



注)「第55回新宿区景観まちづくり審議会資料 新国立競技場(仮称)整備計画について」を基に作成

(6) 設備計画

上水は、公共水道から供給を受け、排水は、公共下水道に放流する計画である。雑用水は、雨水や雑排水などを再利用水設備にて処理した水を原水とし、芝散水やトイレ洗浄水に使用する。電力は、スポットネットワーク方式(3回線で受電し、1回線が停止しても支障なく受電できる方式)を採用する。また、常用発電設備(1,500kVA以上×2台)を設置し、イベント開催時の電力量ピークカットを図る計画とする。常用発電設備排気ガスの煙突位置は、図4.2-7に示すとおりである。

(7) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例(平成11年新宿区条例第51号)及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例(平成11年渋谷区条例第36号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(8) 緑化計画

緑化計画は、図 4.2-9 に示すとおりである。

緑化計画は、明治神宮外苑の緑の一部として、外苑の植栽計画の考え方を継承し、都市に開かれた緑を形成することを基本方針とし、樹種は明治神宮内外苑に多く見られる日本の在来種を中心とした、景観的にも生態的にも周辺環境と調和し、長年にわたって継承される植栽計画とする。

また、計画地に隣接する聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の既存の緑量のあるまとまった緑との連携を図った2列植栽による緑が連続する沿道景観を創出するほか、人工地盤上には低木や地被類の植栽、緑に囲まれたポケットパークの設置により、緑陰のある快適な歩行空間を創出する。

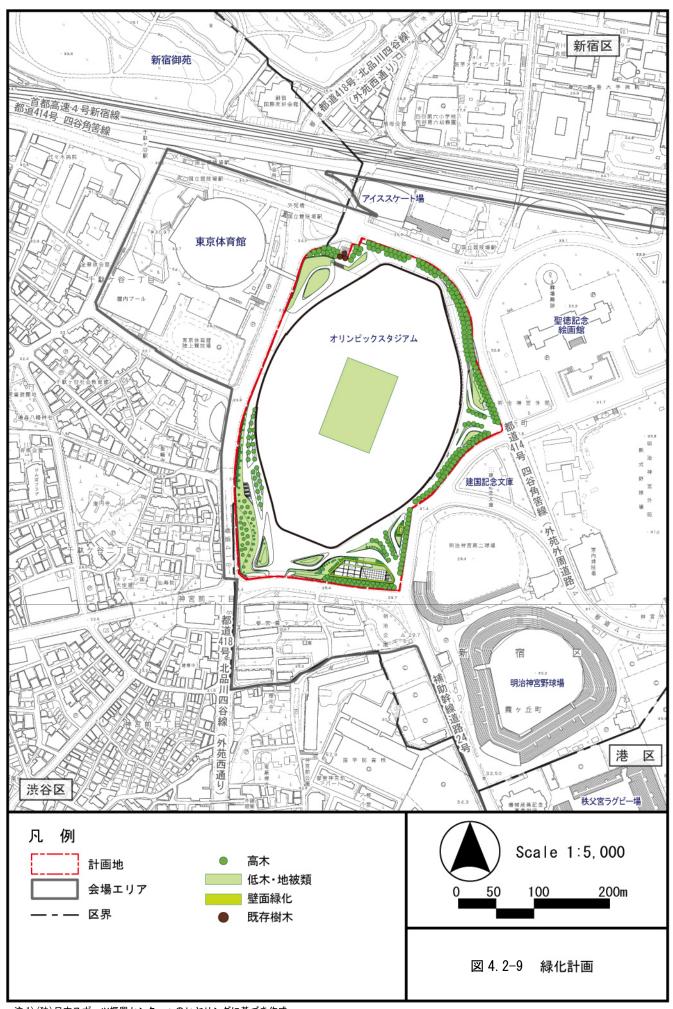
緑化面積は、東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号)及び新宿区みどりの条例(平成2年新宿区条例第43号)に基づく緑化基準のほか、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」(平成25年4月 東京都都市整備局)に基づき、「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」(平成26年4月 東京都) 1における緑化基準を上回る計画としている。

表4.2-3 計画緑化面積及び必要緑化面積

計画緑化面積	必要緑化面積
約25,000m ²	22,608m ²

注)必要緑化面積は、新宿区みどりの条例における緑化基準値(敷地面積×0.2)を示す。

¹ 「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」では、「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年12月22日条例第216号)に基づく緑化率を上回る「緑化基準値」を設定し、緑化率が「緑化基準値」を超える計画は、割増容積率を増加させることができる。再開発等促進区における「緑化基準値」は、40%に設定されている。



注 1) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき作成 2) 緑化計画については、関係機関との協議により決定するものとする。

4.2.5 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る全体工事期間は、平成27年度から平成30年度にかけて、42か月間の工期を予定している。

工事工程は、表 4.2-4 に示すとおりである。

 工種/工事月
 7
 14
 21
 28
 35
 42

 準備工事
 42

 山留工事
 42

 基礎工事
 42

 土工事(掘削工事)
 42

 地下躯体工事
 42

 地下躯体工事
 42

 14
 21
 28
 35
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 42
 42
 42

 43
 42
 42

 44
 42
 42

 44
 42
 42

 45
 42
 42

 46
 42
 42

 47
 42
 42

 48
 42
 42

 48
 42
 42

 49
 42
 42

 <

表 4.2-4 全体工事工程

(2) 施工方法の概要

1) 準備工事

地上躯体工事

仕上工事 外構工事

外周部に鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

2) 山留工事

山留には工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法を用いる。外周は SMW 工法 (ソイルセメント柱列壁工法) を用い、内部段差は親杭横矢板工法を用いる計画である。これらの山留壁は周辺地域の地下水位低下と地盤沈下を防止するため、上総層まで構築する。また、地下水はディープウェル工法で排水する。

3) 基礎工事

基礎構造は直接基礎とする計画である。

4) 土工事(掘削工事)

とりこわし後の整地面 (T. P. 1 +25m 程度) から T. P. 1 +18m 程度 (キールアーチ 2 下は T. P. 1 -12m 程度) まで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土は T. P. 1 -28m 程度と T. P. 1 -30m 程度レベルの構台よりクラムシェルまたはテレスコクラム等を使って、ダンプトラックに積み込んで搬出する。

5) 地下躯体工事

根切工事完了後、計画建築物の躯体を基礎から順次上階に向けて構築する。各階の構築は、 鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。免震層は下部免震基礎打設、免震 部材設置、上部免震基礎打設の順番に施工する。

6) 地上躯体工事

地下躯体工事完了後、地上鉄骨建方、地上鉄筋コンクリート工事及び PC 段床設置工事を開始する。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン、タワークレーン等を用い

注)(独)日本スポーツ振興センターへのヒアリングに基づき作成

¹ T.P.: 土地の高さ(標高)をあらわすもの。東京湾の平均海面の高さを基準(T.P.+0m)とする。

² キールアーチ:計画建築物の屋根を構成するフレーム。スパン約370m、高さ約70mの架構。

て行い、順次構築し、上階へ工事を進める。

7) 仕上工事(内装・設備工事、外装工事)

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施する。仕上材料の荷揚げには、 建物内の仮設エレベータ等を使用する。

8) 外構工事

建物周辺の植栽、舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

9) 仮設工事

本事業の竣工後、2020年東京大会の開催にあたり、大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定であるが、現時点では工作物の諸元は未定である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.2-10に示すとおりである。

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、都道 319 号環状三号線(外苑東通り)、都道 418 号北品川四谷線(外苑西通り)及び補助幹線道路 24 号をとおり、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着手後9か月目であり、施工計画により東京都が想定した工事用車両台数は、ピーク日において大型車958台/日、小型車25台/日、合計983台/日を予定している。

(4) 建設機械

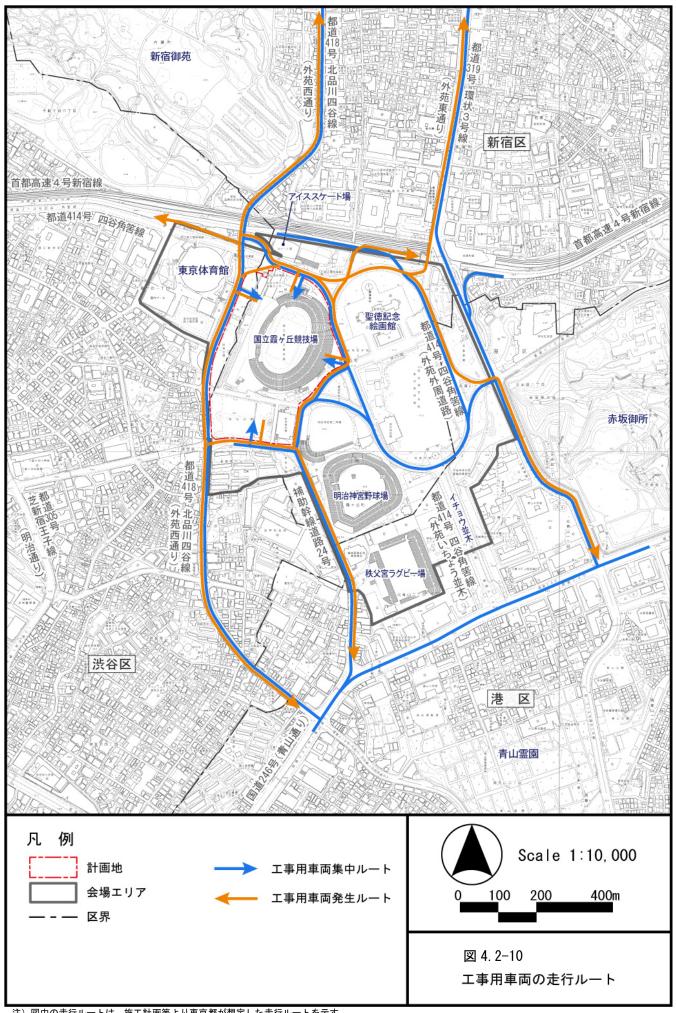
各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-5 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める。

工 種 主な建設機械 準備工事 バックホウ アースドリル掘削機、クローラークレーン、 山留工事 ラフタークレーン、バックホウ 基礎工事 三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ 土工事(掘削工事) バックホウ、クラムシェル 地下躯体工事 コンクリートポンプ車 ラフタークレーン、クローラークレーン、 地上躯体工事 タワークレーン 仕上工事 ラフタークレーン バックホウ、ブルドーザ、ラフタークレーン、 外構工事 コンクリートポンプ車

表4.2-5 主な建設機械

注)(独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定



注)図中の走行ルートは、施工計画等より東京都が想定した走行ルートを示す。

(5) 解体工事中の環境保全措置

解体工事中に実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・本工事の施工に際しては、現場周辺の環境を重視し、努めて近隣への影響に配慮した工法を 採用する。また、所轄警察署、関係官庁と十分打合せのうえ、安全に努める。
- ・作業は、騒音規制法、振動規制法に定められた特定建設作業の規制基準及び東京都環境確保 条例に定められた指定建設作業の勧告基準を順守し実施する。
- ・建設工事における騒音、振動に配慮した低騒音・低振動型機械並びに工法(油圧式圧砕工法等)を採用し、解体建物外周の外部足場には防音パネルを設置する(なお、一部、圧砕工法で解体できない部分は、大型ブレーカーを使用することがある)。
- ・騒音振動計を北工区・南工区に各2か所設置する。
- ・粉塵抑制対策としては、敷地の周辺を仮囲い(高さ 3m)で養生し、十分な散水を行うほか、 強風による解体粉塵等の飛散を防止するため、作業所内は常に清掃するよう努める。また、 タイヤ洗浄機を北工区・南工区に各 2 か所設置する。
- ・大型車等の工事車両については、法定速度及び法規を遵守して、安全運行に努める。また、 工事現場付近の道路には、工事車両は原則として待機しない。
- ・敷地外周には鋼板製の仮囲いを設け、建物外周には飛散・落下物等の防止のため外部(枠組) 足場、防音パネル、落下物防止棚等を設置する等、第三者に対する危害防止に努める。
- ・工事関係車両の交通安全対策として交通誘導員を配置し、運転手への指導と誘導を行い、歩 行者等の安全と工事に起因する交通渋滞の防止を図る。また、交通関係の法規を順守し、所 轄警察署の指導を受けて交通事故防止に努める。
- ・火気の使用を伴う作業を実施する場合は責任者を定め、消火器等の消火設備も整備する等、 防火体制に万全を期す。

4.2.6 供用の計画

本事業の計画建築物の供用は、平成31年度を予定している。

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	7

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 評価書案全般に関するもの

V10

意見の内容
(1)環境影響評価書案が、現在都のホームページ上で電子縦覧されていることを、新国立競技場計画地の近隣関係住民の認知度合は低く、過半数を超えることはないと想定される。近隣関係住民に対する、本評価書案の周知を確実なものとするため、アセスメントの実施者による住民説明の開催を推奨した

1.環境影響評価全般

昨年夏に、参加と合意形成研究会が新国立競技場の 近隣関係住民に対して実施した社会調査では、環境 影響評価が行われているという情報を、都のホーム ページを閲覧して認知した関係住民は101名中1名 に留まった。日頃行政のホームページを閲覧する習 慣がない方が以外は、情報が縦覧されている事実す ら認知できないことが明らかになった。よって平成 26年度3月28日に電子縦覧が開始された「2020年 東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段 階環境影響評価調査計画書」は、4月16日までの 20日間にわたり意見募集が行われたが、近隣関係 住民の多くが、意見募集の事実を認知していなかっ たと言える。

現在縦覧中の環境影響評価書案に関しても、都のホームページ上での電子縦覧のみであり、近隣関係住民の世帯毎へのチラシ、郵送、あるいは説明会による周知は行われていない(千駄ヶ谷地区の近隣関係住民に確認(3月27日時点))。よって環境影響評価書案の縦覧と、意見募集の事実を、近隣関係住民による認知が十分でない可能性が高い。

近隣関係住民は、新国立競技場の建築により居住環境などに対する直接的なインパクトを受けることになるので、優先的に情報が周知されるべきである。電子縦覧に加え、評価書案に関する説明会の開催などを通じて、情報周知の徹底を推奨したい。

(2) 環境影響評価書案が、現在都のホームページ上で電子縦覧されていることを、新国立競技場計画地の近隣に居住する近隣関係住民の何パーセントが認知していると想定しているのか? 近隣関係住民に対する周知を確実なものとするため、アセスメントの実施者である都による住民説明会の開催、及び、書面郵送による意見集約を要望します。

(同意見3通)

実施者の見解

(1)、(2) 2020 年東京大会実施段階環境アセスメントは、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)に基づき実施しており、本指針では「実施段階アセス図書は、作成後実施者が公表するとともに、調査計画書及び評価書案については実施者が適切な期間を設定し、適切な方法により都民等からの意見を募ることとする。」とされています。そのため、評価書案についての意見募集は、調査計画書と同様に、アセスメント実施者である東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで実施しました。

調査計画書については、平成26年3月28日に公表し、同年3月28日から4月16日までの20日間にわたり意見を募集しました。評価書案については、平成27年3月20日に環境局に提出する旨をプレス発表し、同年3月26日から5月9日までの45日間にわたり意見を募集しました。調査計画書及び時価書案の意見募集期間については、「東京都環境とました。また、今回作成した評価書案の本編は、ページ数が多いことからその概要版を作成しました。なお、評価書案の内容については東京都オリンピック準備局のホームページで閲覧することが可能です。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

1. 環境影響評価全般(つづき)

意見の内容

実施者の見解

(3) 環境影響評価書案に関連する行政委員会、審議会の議事録の公開を推奨したい。

都民が環境影響評価書案を理解する補助資料として、同評価書案の審議責任もつ東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会、ならびに景観の審議に関連する新宿区計画まちづくり審議会、渋谷区景観審査会における専門家による議事録は速やかに公開されるべきである。H26年12月5日の渋谷区景観審査会の議事録は開示されているので、新国立競技場計画を扱った下記委員会と審議会の議事録は、評価書が縦覧されているオリンピック・パラリンピック準備局のホームページに掲載あるいは掲載先のリンクを貼るなどの方法で、周知することを推奨したい。

- ・平成 27 年 3 月 25 日「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」 ・平成 26 年 10 月 14 日 「第 55 回新宿区景観まちづくり審議会」
- 上記以外でも、行政機関内、審査会、議会委員会などにて関連審議が行われた場合、同様に会議資料、 議事録の周知を推奨したい。
- (4) 本評価書案では、環境影響の評価項目「騒音・振動」、「公共交通へのアクセシビリティ」「消防・防災」に関しては、オリンピック開催前のインパクトの評価のみであり、設備等の持続的稼働によるインパクトの評価は対象外とされている。同評価はフォローアップ評価の対象と推定するが、実施方法と実施時期を、近隣関係住民に周知することを推奨したい。

新国立競技場「情報公開と参加に関する調査」報告 書(注2参照)の表4(頁9)は、近隣関係住民の 懸念事項を集計したものである。環境に関連するも のとしては、騒音・振動、公共交通へのアクセシビ リティ、消防・防災に懸念が集中している。例え ば、オリンピック後の持続的稼働の柱として計画さ れる8万人規模のコンサートによる騒音は、最近隣 である千駄ヶ谷1丁目の裾野側に居住者する都民の 重要な懸念事項であるので、フォローアップ評価の 環境が整備され次第、速やかな実行を推奨したい。 評価書案、頁 522 の表 10.2-1(1)には環境局長の意 見として「調査計画書における調査事項の選定、予 測・評価項目及び事項の選定については、施設計 画、大会運営計画それぞれについて未確定の部分が 多い段階において実施されたものであり、今後、計 画の熟度が向上していく過程で、必要に応じて再検 討することが求められる」とあり、都の責任とし て、近隣関係住民の懸念事項に対する意味ある応答 が、フォローアップ評価により実現されることを期 待する。

- (3) 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック 環境アセスメント評価委員会」の議事録は、東京都 環境局ホームページで公表されています。新宿区景 観まちづくり審議会の議事録等はホームページで公 開されています。
- ・東京都環境局のホームページはこちらです。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/
- ・新宿区のホームページはこちらです。 https://www.c<u>ity.shinjuku.lg.jp/</u>

(4) 設備等の稼働に伴う「騒音・振動」、「公共交通へのアクセシビリティ」については、影響が最大となると考えられる開催中を対象に検討する予定ですが、現時点では大会運営の具体的な計画が未定であるため、今後の計画の熟度に応じて環境影響評価の実施と公表を検討していきます。

今後実施するフォローアップ調査については、計画書を作成し、東京都オリンピック・パラリンピック 準備局のホームページで公表していく方針です。また、フォローアップ報告書についても同様に公表します。

なお、設備等の持続的稼働に伴う「消防・防災」については、本評価書案で予測評価を実施しております。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

項 月	1.環境影響評価全般	(つづき)

意見の内容

(5) 本評価書案では、新国立競技場に関する事業採算性の記載はないが、神宮外苑 A2 地区は都有地を含むので、JSC との土地利用契約の条件、都としての公的資金の投入計画に関して、環境局長の意見「個別の会場ごとに予測せず全体計画で予測するとしているが、個別の会場毎にも予測・評価を行うこと」を踏まえ、フォローアップ評価の実施方法と時期の周知を推奨したい。

実施者の見解

- (5) 事業採算性については、調査計画書に対する環境局長意見において、全体計画だけでなく、個別の会場毎にも予測・評価を行うよう求められています。よって、今後実施する 2020 年東京大会の全体計画の環境影響評価の中で個別の会場毎についても予測・評価を実施する予定としております。また、フォローアップの実施方法等については、計画書としてとりまとめ、東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。
- ・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

1.環境影響評価全般(つづき)

意見の内容

実施者の見解

(6) 国立競技場の新規建設をめぐる最大の問題は風 致地区の無視

新国立競技場の建設を進める神宮外苑は、オリンピックスタジアムの内容の概要にも示されているように、第2種風致地区として高さ制限15メートル以下に厳しく制限されている地域だということです。

「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画」 (平成 25 年 6 月東京都)によると、本地区は大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、 風格のある都市景観と外苑の樹林による豊かな自然 環境を有しており、昭和 39 年の東京オリンピック の主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした 日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や 競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している 地区であるとしている。同計画では計画地及びその 周辺の明治神宮外苑は、聖徳記念絵画館等を除き再 開発等促進区に区域され、地区整備計画として国立 霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路公共 施設の再編整備を図るとされている。

また、明治神宮外苑一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」に指定されているほか、「東京都景観計画」(平成23年4月 東京都)では、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物として、聖徳記念絵画館を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が指定されている。

上記の文章は、評価書案の東京都市計画神宮外苑 地区計画の文章を再録したものですが、特にアンダ ーライン部分は広範な都民は知らないことであり、 この地区計画が広範な都民の合意のもとにつくられ たものではないことを指摘したいと思います。圧倒 的都民は、神宮外苑が風致地区として高さ制限15 メートル以下に規制されていることすら知りませ ん。東京都は、「地区計画」の手法を用いて風致地 区の規制緩和を都民が知らないうちに行ったので す。

神宮外苑が、新宿、渋谷という2大繁華街に隣接しながら、神宮外苑の環境が保持されてきた理由は、風致地区の指定と高さ制限など厳しい規制があったからです。

このままでは、オリンピックスタジアムは、神宮 外苑の環境を破壊した、遺産(レガシー)として、 オリンピックの歴史に記録されることになるでしょ う。 (6) 神宮外苑地区地区計画において、神宮外苑地区は、昭和 39 年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であり、「スポーツクラスター」として、集客力の高い、にぎわいと活力のある町の再生が方向づけられています

中でも計画地のある A 地区は「大規模スポーツ施設、公園、既設施設等の再編・整備を図る地区」に位置づけられ、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、既存スポーツ施設や関連施設等の更新を進めるとともに、それに合わせて公園、広場や区道等の再編整備を図り、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだ世界に誇れるわが国のスポーツの拠点(スポーツクラスター)の形成を図るとされています。

本事業は、このような神宮外苑地区地区計画に合致 した計画となっており、地区の将来像にふさわしい 市街地の形成に役立つものと考えます。

なお、「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画」は、平成25年2月25日~3月11日に都市計画案の公告・縦覧及び意見募集が行われ、同年5月17日の東京都都市計画審議会の答申を経て、同年6月17日に都市計画決定されました。

項目 2.設備計画

意見の内容

(1) 設備計画に関連して

「上水は、公共水道から供給を受け、排水は、公共 下水道に放流する計画である。雑用水は、雨水や雑 排水などを再利用水設備にて処理した水を原水と し、芝散水やトイレ洗浄水に使用する。

電力は、スポットネットワーク方式 (3 回線で受電し、1 回線が停止しても支障なく受電できる方式) を採用する。また、常用発電設備 (1, 500kVA以上×2 台) を設置し、イベント開催時の電力量ピークカットを図る計画とする。」評価書案は、設備計画でこのように述べています。

雨水処理の計画は、雨水流出抑制計画が示す6m³/100m²=約6780m³を浸透量1050m³、一時貯留約5730m³で対応、大屋根の集水面積32000m²に降る雨水は、2000m³の貯水槽で対応、その容量を超えるものは、余剰排水として公共下水道に排水、貯水水を砂ろ過して雑用水としてトイレ洗浄水や芝散水用に使用とのべられ概ね妥当な計画だと思われますが、記述を分かり易くのべていただきたい。なお、国立競技場のすぐ脇を千駄ヶ谷幹線(270×243センチ)があるのでこの地域での溢水の心配はないものと思います。

また、常用発電設備については、ガスタービン発電機とコジェネレーションシステムを導入し、エネルギーの効率的活用を行うように検討してもらいたい。

さらに、太陽光パネルと蓄電設備を導入し電力使用を可能な限り再生可能エネルギーに切り替える努力を行うとともに、LEDの使用で省エネにも努めていただきたい。

実施者の見解

(1)東京都環境基本計画の趣旨を踏まえ、負荷低減・高効率機器の採用・自然エネルギーの活用といった各種の環境・省エネ手法等を導入し、人と環境にやさしいスタジアムの実現に向けた計画となっています。

評価書案の記述で分かりづらい箇所については、評価書において修正します。

項 目 3.工事計画

意見の内容

(1) 工事用車両の交通量について

施行計画が 42 ヶ月に渉って図示されていますが、それぞれの工事の工程に併せて使用される建設機械と運搬用トラックの台数を一目で分かるように記載してもらいたい。

また、参考までにすでに始まっている旧競技場解体 工事によるコンクリート塊、鉄筋等の搬出に使用さ れているダンプカーの台数を提示してもらいたい。

実施者の見解

(1) 現時点では詳細な施工計画が未定のため、本評価書案では想定した建設期間中のピーク時期における工事用車両台数、建設機械台数を設定しています。

また、解体工事については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)において「既にオリンピック以外の目的で建設が計画され、招致決定後に早急に着工(建設又は解体)する会場等について、それらの工事に伴う環境影響要因の抽出を省略することができる」とあるため、本評価書案の対象としておりません。

なお、解体工事については、今後実施するフォローアップの中で、ミティゲーションの実施状況等を整理し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

項 目 3.工事計画 (つづき)	
意見の内容	実施者の見解
(2) 山留工事に関連して 山留工事は、遮水性の高いソイルセメント柱列工法 を用いるとのべられていますが、その際遮水壁によ るダム効果の心配はないのか、監視井戸による監視 と地下水の上昇があった場合の対策を記述してもら いたい。	(2) 山留め設置期間中は、常に周辺地盤及び山留めの状態を点検・計測し、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行う計画となっています。

5.2 環境影響評価の項目に関するもの

項目

1. 大気等

意見の内容

(1) 大気汚染に関連して

今回の競技場建設に関連する大気汚染は、工事中の 建設機械と運搬車両の影響がありますが、その影響 を予測するモデル式にパフモデル、プルームモデル を採用しています。

私たちは、環境影響評価の中で、例外なくパフモデル、プルームモデルが使用されてきたことについて適切ではないことを繰り返し主張してきました。その理由は、パフモデル、プルームモデルは、平原のようは平坦な地形を前提に作成されたモデルだからです。日本のように複雑な地形を対象にしたモデルではありません。こうした、モデル式の採用は、もとっも最近の知見によって作られたモデルを採用することは技術指針にも明記されております。改善を求めます。

さらにPM2.5 については、この環境影響予測評価でも無視さてました。環境基準があり、予測評価の可能なことであるにも関わらず「生成過程が不明」だとしてPM2.5 の予測評価を行わないことは極めて不当な主張だと考えます。

実施者の見解

(1) プルーム式及びパフ式は、拡散場が平坦であること、拡散係数が拡散場で一定であること等を仮定として導かれた大気拡散式です。「都市建物周辺における大気拡散予測(その 1) -単独高層建物周辺における排ガス拡散を対象とした数値モデルの評価ー」(平成 16 年 3 月 電力中央研究所)によると、プルーム式に基づく『解析解モデルの結果は、流体力学モデルに比べて予測精度は劣るものの範と、プルーム式及でパフ式を本事業の予測式として使用することは妥当であると考えます。

PM2.5 については、その半数程度が反応二次生成物質と考えられており、現状では予測において課題が多いといわれています。「東京都環境影響評価技術指針(付解説)」(平成 26 年1月 東京都環境局)によると、「大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質は、原則として、予測事項の対象としない。」とされています。よって、本事業においても PM2.5 は予測事項の対象から除外しました。

項	目	2. 土壌

意見の内容

(1) 加筆修正依頼

・p 153「9.2.2 予測 (5)予測結果 1)2 行目に ついて、次のとおり加筆修正をお願いします。(赤 字表示)

土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条 ⇒土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第116条 第117条 実施者の見解

(1)本事業では、計画地内に有害物質取扱事業者は 存在していないため、環境確保条例第 116 条は適用 されません。

項目

3.生物・生態系

意見の内容

(1) 動物・植物・生態系に関連して

環境影響評価書案に記載された動物・植物の種類の多さにとても驚かされました。そしてこのようにたくさんの動物の生息を支えていけるのは、神宮外苑の単独の環境ではないと強く思わされました。近くに存在する明治神宮や新宿御苑の環境も深く関わっているに違いないと考えました。

私がこのことを強調したい理由は、東京都が長期ビジョンで絵画館の一画だけをのぞいて、それ以外を再開発するという地区計画をつくったからです。さらに、今度の競技場建設計画も自然の地面がほとんどないコンクリートの塊のような計画になっています。これでは、冒頭に指摘したように国立競技場建設計画は、神宮外苑の環境を決定的破壊に導いた遺産になりかねません。

実施者の見解

(1) 本事業の実施に伴う動物・植物・生態系への 影響を極力低減するため、計画地内の既存樹につい て、専門家による樹木調査の結果に従って、移植に 適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリンピ ックスタジアムの緑化樹として活用するほか、新た な地上部緑化を行う計画となっています。植栽に用 いる樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日 本の在来種を中心とし、計画地周辺の生育・生息環 境と調和する植栽計画となっています。 項目

4.緑

意見の内容

実施者の見解

- (1) 緑 (表 5-1(3)項目 6) に関しての評価の指標は満足と判定されているが、評価の指標は単純な緑化面積によるものであり、緑の体積や環境局長の意見 (表 10.2-1(4)) 「樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」は指標とされていない。局長意見に該当する萬朶の櫻などの伐採、移転を決定した経緯の情報公開を推奨したい。
- ・緑に関する本評価案は、計画地における既存の緑の面積は合計約 24,800m²であり、新国立競技場には約 25,000m²緑地が整備され、関連法令の緑化基準を上回るので評価指標は満足するとしている。しかし、環境局長の意見「歴史的な経緯や地域社会とつながりのある樹木」に相当する「表9.6-4計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要」で示される樹木の取り扱いに関する選択肢の評価は示されていない。加えて本評価書案の公開以前の平成 27 年 1 月 13 日時点で、既に伐採が進行しており、緑に関する本評価案は、内定事項の伝達行為として認識する。

また緑の面積が同等であっても、天然土壌が人口地盤に置き換わるので、森林の吸水、保冷効果としては低下するとの考えもあり。夏季の夜間、新競技場の北側でのヒートアイランド現象に関するフォローアップ評価の検討を推奨したい。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針の(7)緑 2. 現況調査(1)調査事項ア緑の状況(イ)緑の量の状況で記載されている「緑の体積」に関する評価と判定も明らかにされることを推奨したい。

(2) 「緑」に関しての評価の指標は満足していると判定されているが、評価の指標は単純な緑化面積によるものであり、緑に関する本評価案は、計画地における既存の緑の面積は合計約 24,800m²であり、新国立競技場には約 25,000m²緑地が整備され、法令による緑化基準を上回るので評価指標は満足すると、単に平米だけで評価していますが、この評価には、上記環境局長の意見である歴史的な経緯や地域社会とつながりのある樹木、計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要の取り扱いに関する選択肢の議論が全くおこなわれていない。

また本評価書案が公開される以前の平成27年1月13日時点で、既に伐採がおこなわれており、

「緑」に関する評価案は、行政内の内定事項を追認 するという形で、単に後追いで、おこなってしまっ た事実を伝達する意味しか持たない。

即ち、環境局長の意見(表 10.2-1(4))「樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」に当然該当する樹齢 50 年以上の高木などの取り扱いに関する熟議が近隣住民と行政の間で行われていないことから、全ての樹木を伐採し終わる前に、必ず協議と評価を、おこなうことを要望します。

(1)、(2) 本評価書案では、オリンピックスタジアムの新築工事以降を対象としたものであり、それ以前の解体工事は対象外としています。そのため、解体工事に伴う伐採についても対象外としています。 萬朶の櫻等については、専門家による樹木調査を行い、移植に適合しないと判断し、伐採する計画となっています。なお、解体工事についてもフォローアップ調査によりミティゲーションの実施状況を確認し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。本評価書案は、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2月東京都環境局)に基づき実施しておりますが、緑については、同指針に定める緑の量(緑化面積)の変化の程度を予測事項とし、評価を行っています。

また、施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況ですが、専門家による樹木調査の結果に従って、移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリンピックスタジアムの緑化樹として活用するほか、新たな地上部緑化を行う計画となっています。植栽に用いる樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来種を中心とし、計画地周辺の生育・生息環境と調和する植栽計画となっています。これらの状況については、フォローアップ調査において確認し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/

項 目 4

4.緑(つづき)

意見の内容

加えて、緑の面積が同等であっても、天然土壌が人口地盤に置き換わり立体的な緑の高さが著しく減少するため、これまでの神宮外苑の森林の保冷効果及び、防音効果は低下する。

樹齢 50 年以上の密集した森から、高さ 1 メートル 以下の低木及び、アンダーグリーンへ変更すること に関しても夏季の夜間、新競技場周辺でのヒートア イランド現象、防音効果など、確実に評価すべきで ある。

(同意見3通)

(3) クールアイランドに 近づける絶好の機会、頑張って!

-計画を見直せば4.6℃も低くなる-

「評価の指標は満足するものと考えられる」とは納 得できない評価の結論だ。

長年時間をかけて育っている既存樹を伐採すること を前提にし、移植の可能なものは活用するとあるが ヒートアイランドの問題はどのように環境局で考え ているのだろうか。

世界的に問題化されている地球温暖化対策に遅れをとっている日本の首都・東京から

国内の先陣をきるべく絶好の機会を逃してはならない。無論、温暖化に荷担することなど、都政の一端 として許されない。

現況の神宮の森を豊かに構成している貴重な樹木はヒートアイランドの抑制力になっている。このまとを利用して現在の樹木の量を増やすとない機会を利用して現在の樹木の量を増やする巨大な政治力をもつ都知事、東京都そして、都環境局としての気概とヒートアイランド現象ではがありませいとはなかろうか。人工地盤上にた根を表すではなかろうか。人工地盤上にた根を表がある世がありますが、低木であり大地に根を表がしても、蒸散効果も全く異なる。ない、未来永劫に負の影響を地球規模で残してゆとる、未来永劫に負の影響を地球規模で残してゆとしての「緑」の量と効果に注目・重視すべきである。。

「海の森」の植林作業は都心に向かう「風の道」を つくる「うたい文句」に賛同して私は植樹に参加し た。港湾局の仕事だった。しかし「都政」の一致事 業として都心で活躍している樹木を大量に減らすこ とに、植林事業に参加したものとして大変な矛盾を 感じている。いくら海辺から都心に向け植林による 「風の道」を作っても、都心の森の減少はヒートア イランドの「暑さ」の増加を招き、「なーんだ!」 と都政の政策の散漫・不一致が理解できない。「徒 労だったかもしれない」の感想を抱く。

日本学術会議 環境学委員会「都市と自然と環境分科会」では、みごとに人工地盤案と樹林・渋谷川復活案で暑さ指数の比較により人工地盤をとりやめ、樹林と渋谷川を再生させることで最大-4.6℃程度低くなると試算を公表している。4月末、既に27℃に達している都心の暑さを考えてもこの減少す

実施者の見解

「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)によると、緑の予測事項については、「植栽の内容(植栽基盤など)の変化の程度及び緑の量(緑被率や緑化面積など)の変化の程度」とされており、ヒートアイランド現象、防音効果については対象としていません。なお、ヒートアイランド現象に関連する事項としては、「歩行者空間の快適性」において、アクセス経路における快適性(WBGT(湿球黒球温度)など)の検討を行っています。

(3) 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)によると、緑の予測事項については、「植栽の内容(植栽基盤など)の変化の程度及び緑の量(緑被率や緑化面積など)の変化の程度」とされており、広域的なヒートアイランド現象については対象としていません。なお、ヒートアイランド現象に関連する事項としては、「歩行者空間の快適性」において、アクセス経路における快適性(WBGT(湿球黒球温度)など)の検討を行っています。

なお、オリンピックスタジアムの競技場内の芝生は 天然芝とする計画となっています。

項 目 4.緑 (つづき)	
意見の内容	実施者の見解
る数値は大きく、世界各国から訪れる大勢の選手、	
観客には熱気を抑制し、そして都心には永遠に抑制	
力として働くと言われている‐4.6℃こそ、関係機	
関全力を挙げての一時的でなく、継続し続ける「お	
もてなし」であり、環境局、準備局、JSC 関係諸機	
関は、この注目すべき研究結果を重視、とり入れる	
べきであり、多くの若い研究者の参加成果が入って	
いるあらゆる面で若年層の力を重用すべきではなか	
ろうか。一企業の調査結果は一つの結果にすぎず、	
環境局長が丁寧に細かく指摘されてることに、推し	
量られるようにの評価案は絶対ではない。	
その昔、神宮の森が出来る時は、議会と学者間の対	
立が激しく結局は学者説が取り入れられ、現在、	
「常緑樹の都市郊外に対する威力」として世界的に	
注目されている現在の「神宮の森」が成った と聞	
いている。ヒートアイランド現象として「暑さ」の	
問題は必須の問題だ。	
ヒートアイランド現象には「水資源」で「対策にも 寄与が期待 と簡単な文言で評価は終わっている	
新子が期付」と簡単な文言で評価は終わっている が、この部分こそ「温度の指標」として何度減少す	
が、この部分こで「価度の指標」として何度減少す る期待が出来るのか具体的な指標を明記すべきであ	
るう。	
つう。 約 70m の高さを持つ競技場は半永久的に不遜にして	
巨大なその姿を広く視界を邪魔してはばからない。	
高木の植栽を存分にすることで、将来、樹木で屋根	
を覆てしまうくらいの計画変更は無理であろうか。	
競技場の事ばかりでなく、更に本気で広範囲におよ	
ぶ都として負を残さない計画として取り組んでほし	
い。競技場内の人工芝生にふれてないが、何故ふれ	
	1

ていないのだろうか。私が見落としているのだろう

人工芝生について記述のないことでは緑に関して充

分に網羅した評価とはいえない。

項 目 5.騒音・振動

意見の内容

実施者の見解

(1)

- (1) 騒音・振動 (表 5-1 (3) 項目 7) の稼働前と稼働後の評価、それぞれに意見がある。稼働前の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の現地調査と予測地点、予測方法(複合影響と共振特性)、フォローアップ評価に関する意見、稼働後のコンサート騒音に関する意見の詳細を以下に記載する。
- ・稼働前①:工事用車両の走行に伴う騒音・振動の 現地調査(図 9-7-2)と予測地点(図 9-7-3)として、 最近隣の集合住宅である千駄ヶ谷 1 丁目 13 シャリ エ外苑付近に追加し、住民の懸念事項に答えるこ と。また現在進行中の解体工事においてもマンショ ン内の振動を体感する苦情、道路舗装の傷んだ箇所 における騒音・振動の増幅に対する近隣関係住民の 懸念が、住民説明会で提起されている。現状の振動 の状況を近隣関係住民にヒアリング調査を行い、よ り住民視点に立った予測が実施されることを推奨し たい。
- ・稼働前②:工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測と、建設機械の振動による建設作業騒音の予測は独立に行われ、それぞれの規制基準値との検証が行われている。近隣関係住民は、道路交通振動と建設機械による振動を複合して体感することになるので、両振動の複合予測を実施し、現状の騒音・振動レベルとの乖離が明らかにされることを推奨したい。
- ・稼働前③:道路交通振動、建設機械による振動は、建設期間中のピーク時期を選定したとあるが、試算根拠の詳細度(例:一時間当たりの通過工事車両、アイドリング車両の最大数など)が不足しているので、明らかにすること。また付加的な騒音・振動レベルが発生する全期間を対象として月毎に予測値を示した上で、期間中のフォローアップ評価との差異分析の手順(工事車両数、建機稼働条件の差異などの反映方法)などを明らかにすること。
- ・稼動前④:現時点、工事詳細の判明前などで予測 範囲外であると想定するが、同競技場の建設では、 高さ70m地点での工事が行われる。同工事のインパ クトはマンションの高層階程高くなる可能性も指摘 できるので、工事詳細が確定した段階で、現行の予 測地点高さ(騒音:地上 1.2m;振動:地表面)に 加え、マンションの上層階に追加予測地点を設定し たフォローアップ評価を推奨したい。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動の現地調査地点及び予測地点は、工事用車両の走行が想定される都道 418 号北品川四谷線(外苑西通り)、都道 319 号環状 3 号線(外苑東通り)及び補助幹線道路 24 号から、各道路の代表的な 1 ~ 2 地点を選定しました。

また、解体工事については、本評価書案の対象とは していませんが、今後実施するフォローアップ調査 において、ミティゲーションの実施状況等を整理 し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピッ ク準備局のホームページで公表していく方針です。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/

工事用車両の走行に伴う道路交通振動(騒音)及び 建設機械の稼働に伴う建設作業振動(騒音)は、そ れぞれ適用される規制基準が異なることから、それ ぞれの影響を適切に評価するため道路交通振動(騒 音)及び建設作業振動(騒音)を別々に評価してい ます。

環境影響評価においては、対象事業に係る工事の施工中の代表的な時点を予測の対象時点とします。代表的な時点とは、建設機械の稼働が最大となる時期等、工事に伴う騒音・振動の影響が最大となると予想される時期となります。本評価書案では、想定した建設期間中のピーク時期における工事用車両台数、建設機械台数を設定しています。今後、詳細な施工計画が確定した段階で本評価書案における予測条件を確認し、必要に応じて予測結果の見直しを行います。また、施工中の状況については、フォローアップ調査において確認します。

騒音規制法に基づく「特定建設作業に係る騒音の規制基準」及び環境確保条例に基づく「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」では、敷地境界における騒音レベルを基準値としています。また、建設作業騒音を測定する際には、測定方法が示されている日本工業規格 Z8731 では、測定点は地上 1.2~1.5m の高さとされていることから、今後、フォローアップ調査で予測結果を検証するために地上 1.2m で予測を行いました。

項目

5.騒音・振動(つづき)

意見の内容

実施者の見解

・稼動後①:脚注2の報告書、頁16図4-21に近隣関係住民のコンサート騒音に対する心配度合の調査結果を示す。競技場の最近隣、千駄ヶ谷1丁目・裾野側の都民の心配度合が顕著に高い。一方、コンサート騒音の予測の鍵となる新国立競技場の天蓋開閉幕の材料選定などが完了していないことが脚注8の説明会において、設計の担当者より説明があっつた。同設計が騒音・振動予測に必要十分なレベルで完了次第、フォローアップ評価を実施すべきである。フォローアップ評価の計画の際には、近隣関係住民と

住民との、予測地点位置、高さ、などの懸念事項、JSC に対して振動予測の前提となるコンサートにおけるジャンピングの度合などに関して、ヒアリングを実施した上で計画を確定する手順の採用を推奨したい。

「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」 (平成 26 年 5 月 独立行政法人日本スポーツ振興 センター)によると、新国立競技場はコンクリート のスタンドによる遮蔽と膜屋根等でスタンド上部を 覆うことにより、現状の全天空競技場と比べて近傍 への遮音性能を向上させる計画となっています。

(2) 騒音・振動の稼働前と稼働後の評価、それぞれに意見がある。稼働前の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉塵(土埃、コンクリートの微細なコンパウンドがひどくこれから温度が上昇するのですが、窓を開けていることができない現状確認がなされていない。

エアコンの電気代と窓・ベランダ清掃費の補償につながる問題が未評価のままです。

JSC いわく説明会では「被害者自ら、解体によるものであることを証明した場合に限り補償する。」という一方的且つ、高圧的な内容になっているが、素人には電子顕微鏡や成分分析器がないためいかなる補償も受けることが叶わない。)の現地調査と予測地点が、渋谷区千駄ヶ谷の居住区から一番遠い競技場北側地点でおこなっていることに疑義と問題があります。

また、予測方法(複合影響と共振特性)、フォローアップ評価に関しても、実態調査を緻密におこなっているか否かについて、相当の疑義と問題があります。

(2) 計画地は周囲が道路に囲まれており、道路交通 騒音・振動、排気ガスの影響を受け易い地域です。 このような中で比較的、道路交通騒音・振動、排気 ガスの影響を受けにくく、計画地内の環境を代表す ると考えられる点において、現地調査地点を選定し ました。

また、建設機械の稼働に伴う大気等、騒音・振動の 予測は、渋谷区千駄ヶ谷地区も対象に含む計画地周 辺の範囲において、平面的に実施しております。

2020 年東京大会の開催にあたっては、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定ですが、現時点では工作物の諸元が未定のため、今後、仮設工作物の諸元や施工時期が明らかになった段階で、本評価書案の対象事業も含めた環境影響評価の実施を検討します。また、今後、建設中のフォローアップ調査を行い、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。

・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。

http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/

また、稼働後のコンサート騒音に関する意見の詳細 に関しても観測地点、予測方法に疑義と問題があり ます。

(同意見3通)

「新国立競技場基本設計(案)説明書(概要版)」 (平成26年5月 独立行政法人日本スポーツ振興 センター)によると、新国立競技場はコンクリート のスタンドによる遮蔽と膜屋根等でスタンド上部を 覆うことにより、現状の全天空競技場と比べて近傍 への遮音性能を向上させる計画となっています。 項目6.景観意見の内容

実施者の見解

(1)

- (1) 景観(表 5-1 (3) 項目 9) の評価案に関しては、評価地点の追加と、区による景観協議との整合性を担保する情報公開、ならびに 9.9.4-4) の評価内容に関する追加説明を推奨したい。詳細を以下に記載する。
- ・図 9.9-1 で示される景観調査地点のみでは近隣関係住民の懸念事項(住環境、財産権など)に応答するには不十分である。近隣関係住民が集中する、千駄ヶ谷 1 丁目 13 番地近辺の外苑西通り側などの評価地点を追加することを推奨したい。頁 313、章9.9.4 3)で記載された評価案として「周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じないと考える」とあるが、この結論は、調査地点の選定の仕方により左右されるので、多様な視点から評価地点を追加の上、フォローアップ評価が実施されることを推奨したい。
- ・平成25年6月17日、神宮外苑地区計画に関する 都市計画決定により、高度地区の 20m の制限は緩和 された。しかし、風致地区の15mという高さ規制は 残っているため区と JSC の協議が進行中との認識を している。風致地区についての根拠条例は、東京都 風致地区条例だが、許可権限は区(昨年の4月から 都より区へ権限委譲)。したがって、神宮外苑の風 致地区の許可権者である新宿区と渋谷区の両区が、 JSC と高さ規制緩和に関する協議を行う必要があ り、また景観条例に基づく届出の対象ともなること から、新宿区・渋谷区が作成した景観計画と新競技 場デザインとの整合性などが、景観審査会や審議会 での議論を踏まえて、風致地区の協議を行う必要が ある。しかし両区による風致の協議、景観の審議 と、本評価書案との整合性に関しては、不明瞭であ る。意見②の補足になるが、本評価書案に関する渋 谷区審査会、新宿区審議会の意見を、同審査会、審 議会の議事録とともに、近隣関係住民、ならびに区 民に対して情報公開がなされるべきである。同情報 公開は、本評価書案の縦覧期間内に近隣関係住民に 対して説明会などを通じて周知されること、区にお ける審議事項が評価書に反映されることを推奨した 11

景観調査地点は、不特定多数の人の利用頻度及び滞留の度合が高い場所を代表的な眺望地点として選定しており、外苑西通り側の眺望地点として仙寿院交差点、外苑橋交差点を選定しました。

新宿区景観まちづくり審議会の議事録等と、渋谷区 景観審査会の議事要旨はそれぞれホームページで公 開されています。

本評価書案の対象計画では、「第 55 回新宿区景観まちづくり審議会」及びそれ以降の協議を踏まえ、 検討内容を反映した計画となっています。

- ・新宿区のホームページはこちらです。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/
- ・渋谷区のホームページはこちらです。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/

項 目 6.景観(つづき)		
意見の内容	実施者の見解	
・章 9.9.4-4)の評価書案に「計画地内に貴重な景勝地なく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく」の記載があるが、例えば表 9.6-4「計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要」で示される史跡・名木と評価される森林は消滅する。また評価案では「景勝地」という指標が選定されているが、表 9.9-6「景観の保全に係る東京都等の計画等」で示される目標は身近な自然景観の維持が主眼であり「景勝地」の保護に限定された目標ではないので指標としての選定の適切さに疑問を呈したい。加えて、環境局長の意見「樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」に対しての「意味ある応答」としては、不十分であると指摘したい。近隣関係住民、都民の理解を深めるため、本評価案に対する環境局長、区の景観審査会、審議会の見解の呈示を推奨したい。	実施者の見解 計画地内の既存樹木については、明治神宮外苑の歴 史的な経緯を踏まえつつ、専門家による活力度等の 調査を行い、移植の適否を検討する計画となってい ます。移植可能な樹木については、改変に先立ち、 新宿区とも十分な協議を行った上で、適切に移植を 行う計画となっています。 なお、本評価書案についての都民の皆さまのご意 見、ご意見に対する実施者の見解も踏まえ、評価委員会で審議が行われます。評価委員会での審議結果 は、評価委員会からの意見として東京都環境局長に 提示され、それをもとに環境局長からアセスメント 実施者である東京都オリンピック・パラリンピック 準備局に、審査意見書が提示されます。	
(2) 景観の評価案に関しては、渋谷区千駄ヶ谷一丁目の居住区側からの評価値点が一切ないことから、評価地点の追加として、「渋谷区千駄ヶ谷1丁目13-6」(絵画館とは対極の地点の外苑西通り沿い)を要望します。 これによる景観協議との整合性を担保する情報公	(2) 景観調査地点は、不特定多数の人の利用頻度及び滞留の度合が高い場所を代表的な眺望地点として選定しており、外苑西通り側の眺望地点として仙寿院交差点、外苑橋交差点を選定しました。	

(同意見3通)

開、並びに(9.9.4-4)の評価内容に関する追加説明

を要望します。

項 目 6.景観(つづき)

意見の内容

(3) 環境局長は「圧迫感の変化の可能性」や緑について、ここでもも注意深く丁寧に周辺・風致地区に触れながら意見を述べられている。

このスタジアムのデザインは建築設計専門家や業界の大家をはじめ、多方面から強く反論・改定論が出ていた。若い学生も素晴らしい改定の案を提示した。しかし、どのような観点から、世論に応えずこのデザインが決められたかは理解し難い。高さ約3では次めるにも拘わらず、一企業の評価では決して明確にふれず「満足するものと考える」は余りにも多くの建築設計専門家、周辺住民・都民の感じ方と、「緑」の評価の場合と同じく「乖離」が大きするものと類にの課価の場合と同じく「乖離」が大きするもの、「一部地域では視野に占める割合が増える」とは何を、何故、何処の機関に遠慮して控えめな表現に留まっているのだろうか。

現在、「景観を損なうものの多くは「高さ」である」は景観を勉強している人々、多くの都民にとって常識化している。景観法の成立は余りにも遅すぎたが、すでに都心は奔放なデザインによる、周辺に考慮しない高層建築の乱立で、住民は迷惑を存分にこうむり、加えて世界で魅力のない都市景観の一つになっている。このような実情を充分踏まえてほしい。

壁の高さを覆うとしてフレーム(コンクリートの柱)を作っているが、多くのフレームは、やはりコンクリートの構築物であり、周辺生活者にとっては緑の減少とともに、構築物が増加したことに変わりはない。16日間の競技場のために、東京都が失うものは景観をはじめ余りにも大きく、あの巨大な建物は半永久的に「平成の負の遺産・オリンピック競技場」として残り、いつまでも取り返しのつかない「負の遺産」として都民の心には刻み続けられ、いやでも視界に入る。

多額の負債の一端をいずれは少額とはいえ、次世代、またその次の世代にわたって支払を押し付けられる都民にとって、今日まで都民税、都市計画税の長年納税者として、文化的な建造物が減少してゆく今日を不可解に感じている都民として、とても満足できない、承服できない、迷惑な今日の評価結果だ。

実施者の見解

(3) 本事業の実施に伴う景観への影響を極力低減するため、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画となっています。また、計画建築物を敷地境界からセットバックすることで、圧迫感の軽減に努め、広幅員での開放的な歩道空間を整備するとともに、並木植栽を施す等、みどりが連続する沿道景観を創出する計画となっています。

項目 7.自然との触れ合い活動の場

意見の内容

実施者の見解

(1) 自然との触れ合い活動の場に関連して

神宮外苑が自然との触れ合い活動の場であることは、なにも説明しされなくても自明の理です。その環境が競技場工事によってどのように阻害されていくのかということが大事なのにも関わらず、その肝心なことについて説明されていません。

たとえば、日本青年館はいつ取り壊しがはじまるのか、明治公園はいつから入れなくなるのか。 霞岳町の信号から明治公園前信号までの通りは、閉鎖されるのかされないのかなど一番肝心なことが全く説明されていません。 警備員を配置するなどということは、記述されなくとも当然のことで、知りたいことではありません。また、都営霞ヶ丘住宅は、住民は転居を求められたときいていましたが、計画図を見ると住宅は計画範囲に含まれておらず、その事は計画変更になったのかなど、大事なことが説明されていません。

こうした問題について丁寧に説明することを求めます.

(1) オリンピックスタジアムの建設工事の実施にあたっては、建設機械の稼働の平準化や工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響を軽減するなど、自然との触れ合い活動が極力阻害されないよう、今後詳細な施工計画を検討する計画となっています。また、工事の実施にあたっては、事業者である独立行政法人日本スポーツ振興センターによる近隣住民の方々を対象とした工事説明会を開催する予定です。

なお、本評価書案は、オリンピックスタジアムの計画範囲である国立霞ケ丘競技場、明治公園(四季の庭、霞丘広場)の範囲を対象としています。

項 目 8.歩行者空間の快適性

意見の内容

実施者の見解

- (1) 当評価書には「路上喫煙」に係る項目が掲出されていない。受動喫煙防止のため、下記のとおりの施策を盛り込んだ評価書とされたい。
- ①世界的には、路上喫煙が制限されている国がほとんどないことを踏まえ、路上喫煙が禁止されている 自治体があることの周知を徹底されたい。
- ②公共の喫煙所整備など、真の歩行者空間の快適性を確保するよう努められたい。

(1) 歩行者空間の快適性の予測事項は、緑の程度、 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度とされ ており、歩行者及びアスリートが感じる快適性の程 度については、WBGT (湿球黒球温度) 等を指標とし ています。路上喫煙については評価対象外ですが、 今後、運営計画についての予測・評価を行う段階で 検討します。

項 目 9.廃棄物		
意見の内容	実施者の見解	
(1) ①食品リサイクル:施設内テナントや各事業主催者等から発生する食品残さについては、廃棄ではなく、リサイクルルートにより適正に資源化されるよう、施設整備も含め検討されたい。	(1)施設内のテナントに対して、食品リサイクルの 徹底、容器包装の使用量の削減、リユース食器の促 進が図られるよう指導する計画となっています。	
②レジ袋:施設内テナントや各事業主催者等が、物品の販売、配付等を行う際には、簡易包装の推進やレジ袋の有料制、マイバッグの推奨など容器包装の使用量が削減される方策を検討されたい。		
③リユース食器:飲食に伴う廃棄物の発生抑制の観点から、施設内テナントや各事業主催者等が、リユース食器の利用を促進するよう、ルールや経済的インセンティブを設けるなど積極的に誘導されたい。		

項 目 10.安全		
意見の内容	実施者の見解	
(1) 水素燃料の使用評価について、貯蔵場所、貯蔵 方法、貯蔵に関するセキュリティと安全性、爆発の 危険性に関する評価がなされていません。具体的な 評価と予測に関する情報公開と評価内容に関する追 加説明を要望します。 (同意見3通)	(1) オリンピックスタジアムでは、水素燃料の使用について現時点では計画されていないため、予測の対象としていません。水素燃料の使用等の 2020 年東京大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、全体計画の中で検討を行います。	
(2) オリンピック開催に伴う開催計画の大会ビジョンでは「多様性と調和」を基本コンセプトとして定め、人類の多様さとして性的指向を挙げ、その違いを肯定し自然に受け入れ、互いに認め合うことを目指すとしている。 性的指向や性同一障害によって、男女別のトイレの使用に困難をきたす人々がおり、ユニバーサルデザインの観点から男女共用の「誰でもトイレ」の設置について盛り込む必要がある。	(1) 本事業の実施にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例等の関連法規に適合したユニバーサルデザインを採用し、多様な利用者に対応した計画となっており、男女共用の「誰でもトイレ」も設置する計画となっています。	

11. 公共交通へのアクセシビリティ

意見の内容

実施者の見解 (1) 工事の実施にあたっては、

- (1) 公共交通へのアクセシビリティ (表 5-1(8)項 目 24) の評価案に関しては、開催前の工事期間中 の通行止め、大会の開催中、ならびに開催後の設備 等の持続的稼働時におけるインパクトに関するフォ ローアップ評価の計画と、実施時期の近隣関係住民 への周知を推奨したい。
- ・開催前、42 か月に及ぶ工事期間中の暫定的な通 行止めの発生によるによるアクセシビリティへのイ ンパクトは現時点で評価されていない。注釈8の住 民説明会において、事前連絡が伴わない通行止めの 発生に関する近隣関係住民による指摘があった。工 事の詳細が確定次第、フォローアップ評価、ならび に住民説明会が実施されることを推奨したい。
- ・オリンピック開催中の評価に関しては、アセス実 施計画書の表 7.1-14(2) では評価予定とされてい るが、評価書案の表 8-2(2)では評価範囲より除外 されている。現時点での除外事由を明確にするとと もに、フォローアップ評価と住民説明会の実施を推 奨したい。
- ・開催後、設備等の持続的稼働時のアクセシビリテ ィへのインパクトとしては、8万人規模のコンサー トによるものが著しいと想定される。近隣関係住民 に対する社会調査においても、旧競技場における競 技イベントと比較しコンサート時の外苑駅、JR 千 駄ヶ谷駅の混雑を指摘する声があった。コンサート はより大規模となるので、駅構内の整備の計画など も含めた、都市計画視点での包括的かつ組織横断的 なフォローアップ評価が実施されることを推奨した 11

- 工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程
- の平準化に努める。
- ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予 定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者 の通行に支障を与えないよう配慮する。

等のミティゲーションを行います。

また、工事箇所、時期等の具体については、工事説 明会等を行う計画となっています。

なお、設備の持続的稼働における公共交通へのアク セシビリティは予測の対象としていませんが、旧国 立霞ヶ丘競技場においても大規模イベント等が実施 されており、今後についても、関係機関と調整し、 適切な来訪者の誘導計画が図られるよう指導する計 画となっています。

6. 実施段階環境アセスメント手続きの実施者

[実施者]

名 称:東京都

代表者:東京都知事 舛添 要一

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

7. その他

7.1 2020 年東京大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

オリンピックスタジアムの実施段階環境アセスメントの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 オリンピックスタジアムの実施段階環境アセスメントの経過

	実施段階環境アセスメントの経過			
環境影響評価調査計画書が公表された日		平成 26 年 3 月 28 日		
	意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日~平成 26 年 4 月 16 日		
	都民の意見	82 件		
調査計画書審査意見書が送付された日		平成 26 年 5 月 29 日		
環境影響評価書案が公表された日		平成 27 年 3 月 26 日		
	意見を募集した日	平成 27 年 3 月 26 日~平成 27 年 5 月 9 日		
	都民等の意見	7件		

7.2 意見見解書を作成した者の氏名及び住所並びに意見見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

[作成者]

名 称:東京都

代表者:東京都知事 舛添 要一

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

[受託者]

名 称:日本工営株式会社

代表者:代表取締役社長 有元 龍一 所在地:東京都千代田区麹町五丁目4番

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。		
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(27都市基交第142号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。		

平成27年6月発行

登録番号 (26) 19

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案に係る意見見解書 (オリンピックスタジアム)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会準備部施設輸送計画課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話03(5320)7737

